

令和6年度 認定こども園どんぐり保育園の入園案内について

村では、令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の認定こども園どんぐり保育園への入園について、下記の日程により申込を受付いたしますので、ご希望の保護者の方はこの案内をご覧の上、お申込ください。

- 1 申込対象施設** 認定こども園どんぐり保育園
〒089-1532
河西郡更別村字更別南1線97番地17（緑町）
※申込の提出先は異なります。「7 提出先」をご覧ください。
- 2 申込受付期間** 令和5年12月22日（金）～令和6年1月26日（金）
（土日祝日を除く、開庁日に限ります。※12/29～1/3は閉庁日）
※下記「6 必要書類」の【保育を必要とする理由ごと】の書類及び【保育料の決定に必要な書類等】については令和6年2月9日（金）を提出期限とします。
- 3 申込受付時間** 8時30分～12時00分、13時00分～17時15分
（勤務等の都合により、受付時間内にお越しいただけない場合は、事前に子育て応援課までご相談ください。別途対応いたします。）
- 4 利用定員**

1号認定（教育標準時間）	～ 就労等の要件なし
3～5歳児 15名	
2, 3号認定（保育標準時間）	～ 就労等の要件あり
0歳児 3名（3号認定）	
1～2歳児 17名（3号認定）	
3～5歳児 30名（2号認定）	
計 50名	
- 5 申込要件** 1号認定は（1）の条件のみです。2、3号認定は（1）（2）に該当している方のみ申込をすることができます。
（1）更別村に住民登録があること
（2）保護者が、保育を必要とする次の事由のいずれかに該当していること（同居の祖父母等についても同様）
 - ①月に48時間以上の就労 ②妊娠中、出産後間もない
 - ③疾病、負傷、精神又は身体の障がい
 - ④同居親族等の看護、介護 ⑤災害の復旧に従事
 - ⑥求職活動（起業準備を含む） ⑦就学、職業訓練
 - ⑧虐待やDVのおそれ（社会的養護が必要）
 - ⑨育児休業取得時に既に入園している子どもがいて、継続利用が必要な場合

⑩その他村長が認める場合

※ただし、下記の状態にある子どもは入所できません。

- ・感染症または重度の疾患を持つ場合
- ・心身が虚弱で認定こども園における保育に堪えない場合
- ・入園を不相当と認めた場合

6 必要書類

【全員共通】

- ・施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書 兼
子育てのための施設等 利用給付認定申請書 兼
保育利用申込書（☆）
- ・確認票（認定こども園用）（☆）

【保育を必要とする理由ごと】～2号、3号認定

- ・就労証明書（就労の場合）（☆）
※自営業の方についても提出の必要があります。
- ・母子手帳の写し（妊娠中、出産後間もない場合）
- ・医師の診断書（疾病、看護・介護 等 の場合）
- ・罹災証明等（災害復旧の場合）
- ・ハローワークの登録証の写し（求職活動中の場合）
- ・育児休業取得証明書（育児休業の場合）（☆）
- ・在学証明書等（就学、職業訓練の場合）

（☆）の様式については、子育て応援課またはどんぐり保育園でお受け取りいただけます。

【保育料の決定に必要な書類等】（下記のいずれか1種）

※令和5年1月1日現在の住民登録が更別村ではない方で、令和6年度より新たに入園を希望される方のみ。

- ・保護者のマイナンバーカードの提示（カードもしくは通知書）
もしくは、
- ・令和5年度市区町村民税特別徴収税額通知書（給料から市区町村民税が天引きされている方。会社等から5月頃に交付される。写し可）
- ・令和5年度市区町村民税納税通知書（自営の方や、給料から市区町村民税が天引きされていない方。市区町村より5～7月頃に通知される。写し可）
- ・令和5年度市区町村民税所得課税証明書（上記のいずれも手元にない方。当時お住まいの市区町村に申請し、交付される。写し可）

7 提出先

更別村 子育て応援課

河西郡更別村字更別190番地1 福祉の里総合センター内
（更別村国保診療所のとなり、保健福祉課と同じ場所です）